

令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業公募要綱

(40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業分)

1. 目的

生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、2021年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、事業者等から保険者へ事業主健診情報（40歳未満）が提供される法的な仕組みが設けられ、2022年1月から施行されたところである。

事業主健診情報（40歳未満）の活用に関する状況は、事業主健診情報（40歳未満）を取得した健康保険組合は約7割となっており、取得した情報については、受診勧奨への活用のほか、保健指導の実施や保健指導以外の保健事業、事業主単位のスコアリングレポート作成などに活用している状況となっている。

一方で、事業主健診情報（40歳未満）の取得をしていない健保組合は約3割となっている。事業主健診情報（40歳未満）を保険者に集約する法的な仕組みは整備されたものの、全国健康保険協会や総合健保組合等では事業者から当該情報を取得しにくい状況にあり、また、保険者において事業主健診情報（40歳未満）を活用して保健事業を行う方策が確立しているとはいえない状況にある。

事業主健診情報（40歳未満）を取得しにくい全国健康保険協会や総合健保組合等が事業主健診情報（40歳未満）を取得し、保健事業への活用を支援し、その成果について横展開を図ることにより、事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業を周知広報することを目的とする。

2. 概要

加入する多くの事業者との調整が必要な全国健康保険協会や総合健保組合等の保険者における取組を進めるため、保険者が事業主健診情報（40歳未満）を取得して保健事業への活用を行う事業について、国が財政的支援を行うものとする。

3. 補助対象事業

(1) 実施主体（応募主体）

保険者

※コンソーシアム形式による申請も可能とするが、その場合は代表となる保険者を定めてその者が応募すること。

(2) 事業内容

ア. 次の全ての要件を満たす事業であること。

(ア) 事業主健診情報（40歳未満）を取得し、保健事業への活用を行う事業であること。

(イ) 事業の結果として下記の事項について報告できるものであること。

○事業主健診情報を活用して実施した保健事業の内容

- ・事業名
- ・概要（実施する順番に時期、実施者、内容等を記載する）
- ・対象、対象者数（性年齢別）
- ・事業に活用したデータ内容

○実施した保健事業の結果

- ・複数の保健事業を行った場合は、複数の結果を報告すること
- ・あらかじめ設定していたアウトプット、アウトカムの評価指標の評価を含めること

○事業主健診情報の取得及びデータ活用にかかる支出額と保健事業にかかる支出額

(ウ) 営利を目的としない事業であること。

イ. 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

(ア) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する場合。

(イ) 財務諸表等の会計書類から団体の経営状況に深刻な問題があると判断される場合。

(3) 実施期間

令和5年度内に開始し完了すること。

(4) 予定補助事業数

本事業における補助事業数は、3事業程度の予定である。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱（40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業分）（以下、「交付要綱」とする。）」に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行なわれるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

今回の事業計画の作成に当たっては、以下のとおりである。

(1) 計画所要額

原則として11,000千円以下

(2) 補助率

定額

(3) 対象経費等

対象経費（報酬、賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託料）は、本事業への採択が決定した日から令和6年3月末日までの間に支出されたもののうち、厚生労働省が必要と認めたものとする。

※需用費：消耗品費、会議費、印刷製本費（備品は支出不可）

※役務費：通信運搬費、保険料

5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

6. 応募方法

(1) 応募できる事業

1 保険者 1 事業のみの応募とする。

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

- ア. 40 歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業計画書（様式 1）
- イ. 保険者の概要（様式 2）
- ウ. 事業概要（任意様式）
- エ. 事業計画（様式 3）

「⑤事業を実施することにより期待される効果」欄は、具体的な評価指標（できるだけ数値で）について記入すること。

- オ. 所要見込額内訳書（様式 4）

※ 提出書類は原則としてすべて A 4 コピー用紙両面刷りによること。

(3) 提出先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（以下「厚生労働省」という。）に、上記アからエの提出書類を令和 5 年 8 月 18 日（必着）までに 8 部提出すること。

※提出期限を超過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省保険局医療介護連携政策課に設置する本事業に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が採択保険者を決定する。

審査に当たっては、書面とヒアリング（web）のいずれか又は両方による審査を行うこととする。審査は令和 5 年 8 月 21 日から令和 5 年 8 月 31 日に予定しているが、ヒアリングに要する経費等については補助対象としないので注意すること。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び事業実施計画書の提出について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 交付申請

採択決定の通知を受理した保険者は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった保険者においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に翌年度の4月10日までに厚生労働省に提出すること。

また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

10. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

※「40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業計画書在中」を朱書きのうえ、提出すること。

11. 補助金執行の適正性確保について

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合には、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類（契約書、旅費等の領収証）については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。
- (3) その他の関連事項については、別途定める交付要綱や令和5年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱（40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業分）によるものとする。

12. 本事業にかかる照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

TEL : 03-5253-1111 (内 3383)